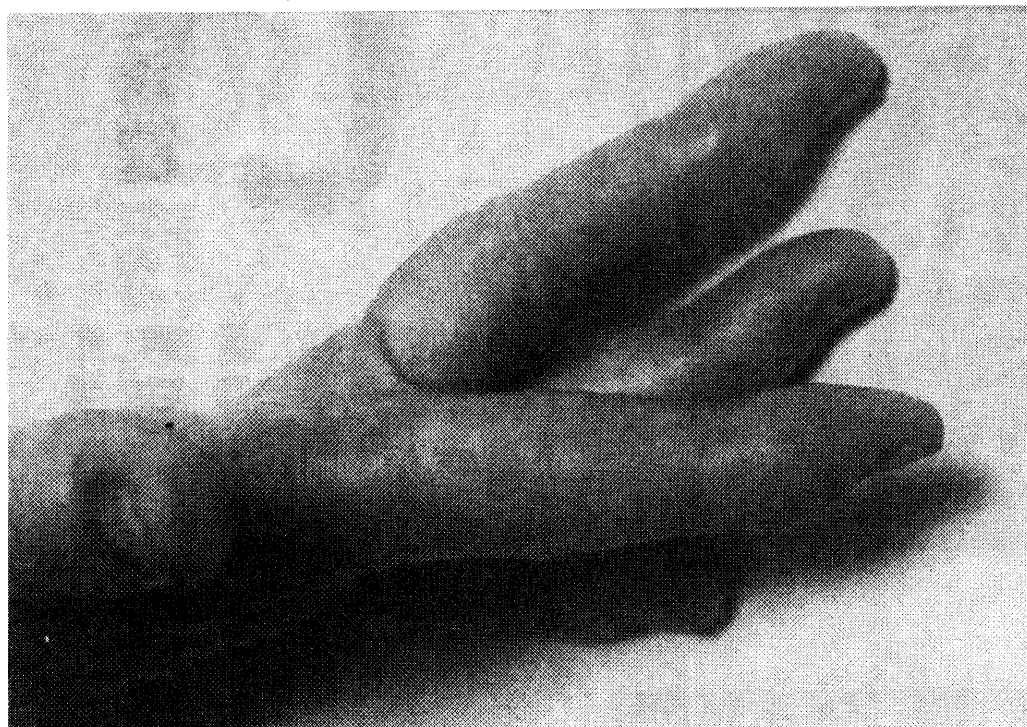


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階
TEL.06-538-0148 FAX.06-541-2712
郵便振替口座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1993.4.10発行〈通巻第216号〉200円



目次

● 指曲がり症公務災害認定かちとる……………1
インタビュー（大阪市学給労・田島隆興医
師）／医療スタッフのコメント／奈良県で
の取り組み／認定の「目安」批判／民間労
働者の指曲がり症

● 労災相談トレーニング講座を開催……………17

● 自主対応型の安全衛生活動の実践例……………19

● 前線から（ニュース）……………23

● 実践・労災保険③……………27

3月の新聞記事から／26
表紙写真／指曲がり症（変形性手指関節症）
〔自治労〕89年1月23日号より

指曲がり症公務災害認定かちとる。 大阪市立小中学校、病院の給食調理員二〇名

自治労が全国的に取り組んできた指曲がり症公災認定闘争は、三月末段階で、大方の認定結果(表1)が出て、新たな段階へと移った。

大阪府下においては、三月末段階で、遅れていた地公災基金大阪市支部が二七名の処分を決定したので、三四名全員の結果が出そろった(表2)。

基金大阪市支部は二七名中二〇名を公務上と認定し、七名全員を公務外とした基金大阪府支部との違いが際だつ結果となった。

自治労は今後、公務外処分についての基金支部審査会への不服審査請求、認定闘争の過程で取り組まれてきたさまざまな職場改善などを中心に、継続的な給食職場の安全衛生・労災職業病対策を進めようとしている。

地公災基金当局が不当に高い認定の「ハードル」を設けたとはいえ、指曲がり症を公務災害として認めさせることができたこと、加えて、パラフィン浴装置の導入とともに、指曲がり症の原因を減らす職場改善の前進がかちとられていくこと

は大きな成果だ。関西労働者安全センターは今後も関係労組、医

表1 指曲がり症公務上外認定状況(4月2日現在)

認定申請者 173名	自治労 165名	公務上	68名
		公務外	93名
		結果未定	4名
	自治労以外 8名	公務上	1名
		公務外	7名

表2 大阪府下の認定結果(認定申請者34名)

地公災基金大阪市 支部管轄 27名	大阪市学給労 (学校給食・単独校)	公務上	19名
		公務外	2名
	大阪市従 (病院、保育所など)	公務上	1名(病院)
		公務外	5名
地公災基金大阪府 支部管轄 7名	高槻市職 (学校給食・単独校)	公務外	4名
	豊中市職 (学校給食・センター、病院)	公務外	3名

療機関とともにこれらの課題に対して、積極的に取り組んで行きたい。

資料作成に力こぶ・大きい申請者の頑張り

岡本豊子委員長／東尾佳津代書記長（聞き手）安全センター

全員認定されてしかるべき

【岡本】ここまでやってきたことの結果として、一定の成果を上げたことは、よろこびたいと思います。

しかし、うちの場合は、あくまでも自治労として一斉申請したわけで、申請を出す前にかなり申請者を絞り込みました。医師専門家の協力を得ながら、絶対に「指曲がり症」として認定されるべき人として確信をもって申請をあげました。だから、その中で二人が認定されなかったことは、組合としては、他の一九人が認定されたといっても、決してもう手をあげて喜ぶわけにはいかないんです。

当然、公務外とされた人も、本人は

もちろん私たちも落とされるとは全く思っていませんでした。しかも、「指曲がり症」（変形性手指関節症）であることは認めた上で、公務外ということなので、機械的基準で落とされたとしか考えられません。

【東尾】認定準備で松浦診療所におうかがいしてから五年。自分自身としてはじめて集団で職業病の認定闘争という形で取り組んで、本当に勉強になりました。

わたしは採用されて一五年ですが、自分達の大阪学給労の歩んできた歴史、給食の変遷などとても勉強になりました。昔、定数闘争を闘ったときの厳しい労働環境にしても、よく委員長には「ぬるま湯につかっている」と怒られていましたが、先輩達がどれくら

い大変な思いをしてきたかが実感としてわかりました。

今、私たちは、玉ねぎの二〇キ三〇キの袋など知らないし、かつては、教室で使えなくなった机、椅子を土曜日に薪として使うために準備したり、釜もへっつい時代から固定釜、回転釜となってきました。私が入ったときには今とほとんど変わらない状態で、脱脂粉乳のときのたいへんさなどほとんど知りませんから。

資料作成に全力

【センター】今回の認定闘争の教訓といえます。

【岡本】たしかに最終的には医学的な問題が重視されるということはありますが、組合として、膨大な資料をつくって見切れないほど出しました。基金支部もそれをもって中央へ協議にいきました。基金支部の担当者によくわからせておかないと本部に協議に行ってもら



岡本豊子委員長

業務に起因するものと思慮される

【東尾】しかし、一番最初に困ったのは、当局である教育委員会に指曲がり症を

認めさせることで

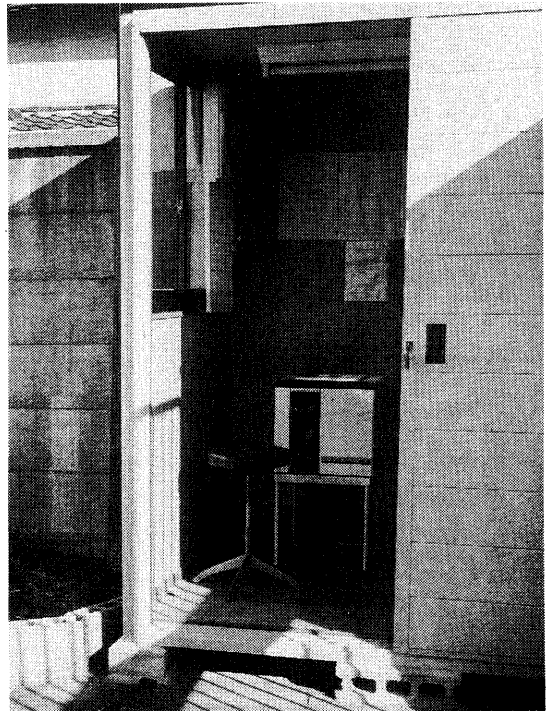
【七】申請者の時間内通院を取ったのも

【東尾】「思慮される」と認めたのだっ

【岡本】月一回の医師の診察日について

好評！パラフィン浴

【岡本】月一回の医師の診察日について



設置されたパラフィン浴装置

ン浴装置が設置されてからは、時間内

体の管理責任は教頭があたることになっていきます。

使用にあたっては、産業医関連の理学療法士に設置場所をすべてみてもらい、使用方法についても治療を受ける人全員が集まって産業医による指導をきっちり受けました。

【東尾】みんな、痛くないし、「楽ですよ」と言われています。これまでもまったくトラブルは起こっていません。ある人は、毎日欠かさず治療して、主治医の田島先生も驚くほどきれいになっていきます。ただ、冬場にパラフィンを溶けにくいということが少しあるのですが、これもタイマーをつけて解



東尾佳津代書記長

決しています。

【岡本】基金や教育委員会による調査などもすべて事前協議の対象にしていきましました。勝手にはいるなということですが、落とすためのあら捜しをされては困るんです。調査には必ず立ち会いしました。それと、基金が入るときは必ず教育委員会の担当者も立ち会っていました。

基金が患者本人の承諾なくレントゲン写真を医療機関に借りいくといったこともあり問題にしましたが、そうしたとき、医療機関が必ず本人や医師に連絡するという原則的な対応があったことも重要でした。

大きかった申請者自身のかんばり

今回の認定闘争がここまでこれたのは、まず、第一に、いいお医者さんにめぐまれたこと、それから教育委員会の態度、自治労府本部や安全センターの協力、また、うちの組合員さんもまじめに執行部の指示通りに動いてくれ

ました。

そして、そのつどつど全員を寄せます。集まってもらって説明をして本人さんの承諾をもらいながらやりました。

だから、今回一九名の認定を取れたといっても、二二名の申請者のうち誰を除いて考えてもいけないのです。

【東尾】本人達も本当によくがんばりました。病院にしても行くだけでも大変です。そこでも、松浦診療所にお世話になったと思うのは、ちょっと患者が来なかったりしたら電話をいただいたり、そして、患者本人を説得して励ましてやりました。痛いし、家のこともしなくてはならないし、よう、きっちり病院に行ってくれたと思います。

それからたいへん残念だったのは、定年を待たずしてやめて行かれた人がおられたことでした。楽な仕事ではないでしょ。二人ほど支えきれなくて。一人は認定通知の出た三月三十一日付で退職しました。休業を勧めましたが、手だけが痛い、他のところは悪くない、

そうすると買ひ物にも回りの目を気にして行かれない、と言われるんです。

【岡本】しかし、四年三ヶ月の長期間ですから、ほんとうなら皆がぐずぐず言うと思うんです。しかし、誰もそれを言わなかった。ただ、正月こえたら結果が出ますよと言ってから、まだですかという問い合わせは何人かありましたが、それまでは、何にも文句は言わないで、治療の指示、変更についてもすべて執行部の指示通り動いてくれました。

一層の職場改善目指して

【七】今後の課題は。

【岡本】第一に職場改善です。この間、食缶保管庫の導入などいくつかの改善が行われてきましたし、今年から、ドライシSTEMの試行を開始します。が、さらに設備、器具の改善に取り組んでいきたい。ただ、ザルなどの消耗品たる器具類については、学校予算に含まれるために、学校ごとの購入となり統一規格になっていないという基本的問題点があります。

指曲がり症の認定について今後スムーズに進められるのかどうかということについては、今のところは、引き続き基金中央本部と協議と聞いており、

早期の改善はむずかしいようです。労働省でも専門家委員会で指曲がり症の基準について検討しているということです。

指曲がり症に終わらずに、腰痛、頸肩腕障害は給食職場ではつきものですが、それもこれから手がけていかなければならないと思います。

*大阪市学校給食調理員労働組合(自治労)
大阪市内公立小中学校(三三〇校)の
給食調理員一〇〇名を組織。

インタビュー②

日常的な手のケアを大切に

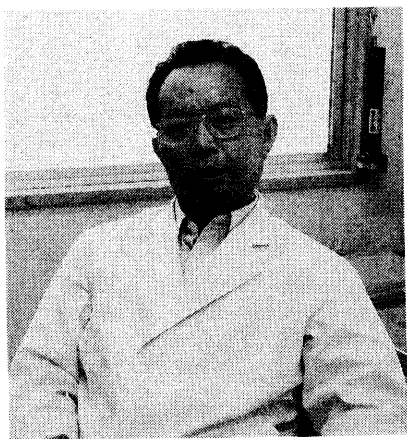
公務「外」は許し難い怠慢行政

田島隆興 (医師・整形外科) (聞き手) 安全センター

指曲がり症は珍しくない

【七】「指曲がり症」とは、どういう病気でしょうか。

【田島】「指曲がり症」は、病名では「変型性手指関節症」です。珍しくもなん



田島隆興医師

ともない病気で。指先から一つ目の関節にできるとヘバーデン結節、二つ目の関節にできるとブシャール結節、付け根の場合はカルパール・ボスといったりします。場所によって、病名も違うんですが、起こっている病理的な変化は全く同じです。

最初の症状は、仕事をしたあと痛みが生じる。特に、夜中によく起こるようです。腫れる、熱をもつというような症状です。一、二年のうちに関節の部分盛り上がり変形し、曲がってくるのです。レントゲンで見ると、最初は骨にカルシウムが集まって骨硬化を起こしてそこだけ白っぽく写ります。

次いで、軟骨がすり減って、関節の骨と骨とが接近してくるように見えるようになる、軟骨の下の骨が変性してくる、骨に変化が起こるとレントゲン写真上で変化が起こる。

骨棘（こつきょく）（骨のとげ）が出るとか、骨に囊腫（のうしゅ）といって骨組織がなくなって丸い小さな穴があくということになります。

これらは、今までの医学では一般的に、骨・関節の「退行性病変」といわれるわけです。

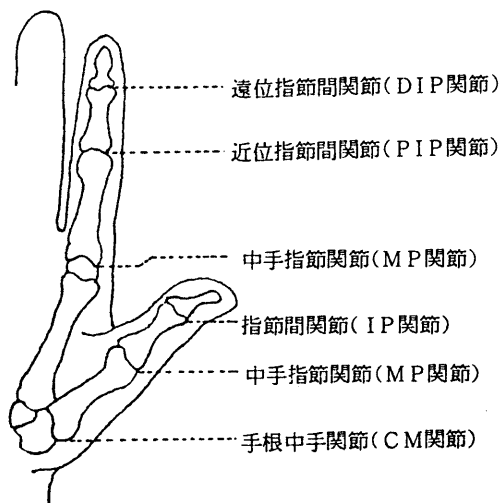
原因は急性の炎症の積み重ね

【七】「退行性」とはどういうことですか。

【田島】年をとってくれば誰でもそうなるという意味です。

しかし、私が医者として「指曲がり症」をやるまえに深くかわった全港湾労働者の変形性脊椎症にの経験から言つと、結論的には、いわゆる「退行性」変化ではない、ということなのです。

<手指の関節>



腰椎の変形性脊椎症というのは、関節ももちろん関係はありますが、関節以外の部分にも、いわゆる「退行性病変」が現れる。

ところが、「退行性病変」とは言うものの、港湾労働者を診たとき、「急性の炎症所見が強い」ということに着目しました。

全港湾労働者が、非常に重い一二〇、三〇キの荷物を肩に担いで走っている。そういう仕事をしていると変形性脊椎症の変化がどんどん進行する。進

(自治体労働安全衛生研究第2号 '90年6月より)

行するだけでなく、そこに非常に強い炎症性の変化が現れる。私たちが見るレントゲン上の変化は、過酷な労働によって炎症性の変化が起こったその結果なのです。

急性の炎症性の変化が起こっている、その結果、骨棘が生じるといこととです。こうした現象は珍しいことではなく、たとえば大腿を非常に強く打撲する、最初は皮下出血が起こったりするけれども、ずっと経過を診ていると靱帯、筋膜にカルシウムがたまったりするわけです。

そして、過酷な労働を続けていると、毎日腰に急性の炎症が燃えさかっているというわけで、そうした過程はどんどん進むわけです。それを今までの医学というのはまったく間違えていて、変形性脊椎症は退行性病変であるから、年を取って枯れ木になるように骨に変なとんがりが出てくると考えていた。

しかし、絶対にそうではないのです。変形性関節症や変形性脊椎症というの

は、その病状が進行するときには急性の炎症がある、急性の炎症期に骨の変化が盛んに起こるわけです。

「指曲がり症」もまったく同じこと、急性の手指の関節炎をしょっちゅうおこす、毎日起こす。仕事をすれば炎症を起こして、夜寝て安静にして治る。また仕事をして、炎症を起こして、翌朝治る、その繰り返しです。

それが一年や二年ならいいが、一〇年、一五年経つてくると日常の急性の炎症に呼応して、その当然の結果として関節の軟骨がすり減る。軟骨、関節周囲の靱帯に炎症を起こす。病状がもっと進むと、骨と骨が直接すれ合うようになる。骨に嚢腫ができて、そこが陥没する。骨が吸収されて、余分な骨棘ができる。レントゲンをみても明らかです。

医学常識の方が間違い

【七】ヘバーデン結節、ブシャール結節というのは原因はなんだということ

に、教科書的にはなっているんでしようか。

【田島】「遺伝だ」とした非常にしょうもないが、有名な論文があるんです。整形外科医の間では遺伝に関係があるというその論文が根底にあるというわけです。「常識的」にはそういう論文がある。

しかし、その論文では、親がどういう仕事をしていて、子供がどういう仕事をしているかということが抜け落ちているのです。親と子供が同じように指をよく使う仕事についてヘバーデン結節になっているのにそれを「遺伝」だとしても意味はないのです。

その「結論だけ」が、整形外科医の頭の中に受け継がれているということですよ。

日常の「手のケア」が予防、治療に有効

【七】「指曲がり症」については医者によって、積極的に治療をしてくれない

ケースがあるというのですが。

【田島】当然「治療するべき」です。いわゆる「手のケア」、手を保護しないといけないことです。「手のことまで手が回らない」ではよろしくない。

つまり、使いつばなしにしないで、手を休める、お風呂で手のマッサージやストレッチングをするといった、いわゆる急性の炎症を静めることをしないとダメ、ということなのです。炎症をなるべく早くとらないといけない。

プロ野球のピッチャーが、試合の後、アイシング（氷で肩を冷やす）してマッサージするのと同じことなのです。

とらないでみると、たとえば「指曲がり症」の方に聞くと、朝起きると手がこわばっている、腫れてこわばっている、朝、お湯につけて動かしているのと元に戻るといふ状態にもなるのです。

自然にまかせていては、今の仕事量では一晩で急性の炎症が取れるほどの休息にはならない、ということです。

ちなみに急性の炎症とは、いちばんわかりやすいのは、手、指全体が腫れているということ。腫れ、熱、痛み、の三つがそろえば「炎症」があると普通いいます。

【七】パラフィン浴の効果はどうでしょうか。

【田島】いままでの経験では非常によいといえます。

許し難い行政当局の怠慢

【七】認定結果が出ました。選別的に認定された結果をみて、どうでしょうか。

【田島】大阪、兵庫の申請者について言うと、全員が当然認定されてしかるべきです。

よく考えてもらいたいのは、大阪府で学校給食調理員は全部で五千人ぐらいいると思います。申請したのは約三〇人ですから、一％に満たない。これは、もっとも悪い人を選びすぎて申請したことです。そういう意味で、信じられないほどの少数者が認定

されたに過ぎません。一％未満をさらに値切るというのは信じられない悪政だと思えます。

ここで真剣に考えてもらいたいのには、「労働者の健康と安全を守る」という労基法・労災保険法の本来の目的です。

「切った、はった」のケガの類から、慢性の疾病中心へと、労災職業病の疾病構造が変わっているだから、たとえば「指曲がり症」に典型的にあらわれているように、急性の炎症の積み重ねによる慢性の疾病を積極的に認定するという方向に、労働行政は絶対に転換しないといかん。

それを労働行政はさぼりまくるとして私には思えない。特に典型的なのが、頸肩腕障害です。頸肩腕障害なんか、たとえば自治労でいうと一年に一件ぐらいしか認められていない。民間でも百数十例だと思えます。これだけキーボードを叩く仕事が増えているのに頸肩腕障害が増えないというのは全くおかしい話です。絶対に現実には

増えているはずで、それらは政治的に押さえられていて結果として労災保険が黒字続きで、あまり黒字で困ってしまつて、労災病院に援助するとか、中災

防に援助するとか矮小な形で労災保険を運用していて、これは根本的に間違っているのではないかと、非常に怒りをおぼえるわけです。

そういう意味で労働組合も、困っている労働者がたくさんいるんだから、もっとなんとかがんばってもらいたいと思います。

「他人の健康は自分の健康」で

石原英次（松浦診療所理学療法士）

「指曲がり症」公災認定闘争が全国的に取り組まれ大阪でも大きな成果を上げている中で、今後の課題としても重視されている「職業病を発生させない職場づくり」を少し視点を変えて考えてみたいと思います。この事は労働安全衛生活動の究極の課題でもあります。

あらゆる疾病が職業病ないし作業関連疾患である、とする立場からは、この課題は非現実的とさえ思えるかも知れませんが、労働者を取りまく全体的な環境破壊、汚染物質の氾濫、物質的豊かさの反動等による健康障害なり不健康状態は、職業病の発生を促し、また逆にすべての病気の職業起因性を強めているともいえます。

したがって、労働者の健康づくりは、職場からも地域からも渾然一体となつて進めなければならない、現実の課題であるといえます。

非災害性の職業病は発症なり増悪に作業関連、業務起因の直接的要素が当然強いわけですが、時間的な経過の長さから間接的、複雑な要素も絡んできているので、対策も労働者の推進する健康管理全般に及ばざるを得ません。

ここで労働省・中災防の推進するTHP（トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）運動について触れると、「健康づくりは職場から」のスローガンのもとに、産業医はじめ六種の資格スタッフを

養成し、労働者の健康管理、疾病予防を全般的に展開するというものです。しかし、医療費抑制、生産性向上が大きな目的となっており、注意しなければならぬのは「健康」をだしに使った「職場管理強化」や「病弱な労働者の排除」につながる危険性です。

しかし、これらの全般的健康管理は、労働者主導の下に、個々の労働者の自主的、主体的取り組みとして位置づけ直す必要があるでしょう。そして「健康度」で査定したり、競争・分断させられるのではなく、「共に健康に働く」「他人の健康は自分の健康」という意識で取り組まねばならないと思います。

また、労働者医療機関も現場の実態を踏まえた「予防・健康づくり」「職業病を発生させない職場づくり」のための具体的な方法論を積み上げ、問題提起をして行かねばならないと思います。

より重症者が公務「外」という矛盾

四名が公務上認定／申請と平行して職場対策実施

阪口昌通（自治労奈良県本部）

1 やつと・・・

一九八八年の全国一斉認定申請の以来丸四年、ようやく昨年末から今年にかけて、相次いで公務上・外の決定がなされた。ずいぶんと長期にわたる「認定審査」には、「速やかに」審査を終了し、決定を下さねばならない本来の公務災害補償制度の趣旨から大きくかけ離れたものであり、大きな憤りをおぼえる。

奈良県の結果は、「公務上」四、「公務外」四（うち自治労外二）という結果になった。自治労内の申請者では六名のうち四名が認定され、全国の認定率を上回る結果となった。しかし、公

務外とされた二名はともに菟田野町職の仲間であるが、臨床的にはむしろ公務上の認定を受けた他の四名の仲間（ともに橿原市職労）より、重症度が高いものだった。

2 奈良県本部の取り組み

一九八二年、岡山県の美作町職員労働組合の会議で一人の学校給食職場の女性組合員から出された「手の指が曲がって痛いのは、仕事の影響ではないか」という疑問が発端となり、調査が始まった「指曲がり症」の取り組みは、自治労が岡山大学医学部衛生学教室の協力を得て、全国の給食調理員のアンケート調査や岡山県や高知県での「指

曲がり症」の実態調査を行い全国に知られるようになった。

この全国調査において一〇％を超える「訴え率」が出た。この調査には当然自治労奈良県本部としても積極的に取り組んだが、県本部としての独自集計でもほぼ同様の数値が出た。

こうした全国調査や他職種との比較調査の結果、「給食調理員の間では、事務職員に比べて指曲がり症状が多発していること」、「指曲がり症状は、給食調理員としての勤続年数や一人当たり作る給食数が増えてくると増加すること」などがわかり、指曲がり症状は、給食の仕事と密接な関連があることが明らかになったことはよく知られている通りである。

こうした流れの中で奈良県本部は、八七現業統一闘争での県保健体育課交渉において、学校給食職場における健康破壊の実態を追及したところ、保健体育課長はその事実を認めず、「自治労として改めて健康調査を実施すればその結果については誠意をもって対応す

る」との交渉結果を得たことから、県本部として専門家と協議をすすめながら独自のアンケートを作成し、一九八八年六月から七月にかけて各学校給食職場にこのアンケートを実施した。そこへ、中央本部の「指曲がり症」の提起があったため、全国の認定申請の取り組みに合流することにした。

訴え率が八三年の二倍に

提起を受け、「指曲がり症状」の訴え率をチェックした結果、表のような結果が判明した。八三年の全国アンケートでの「訴え率」が約一〇%であったのに比較すると二倍に増加していた。これは、この間行革が進行し、メニューも複雑化して作業量が増大してきたことが大きく反映していると思われる。(表)

この結果をもとに県本部として、「指曲がり症」全国一斉認定申請闘争に結集することとし、たたかいの推進に当たって当面、拠点単組を設定し、集中

的に取り組むこととした。その結果、準備の整った菟田野町職の二名の調理員さんが最初に、認定申請に踏み切った。

(表) 指が曲がっているという「訴え率」

	奈良	生駒	郡山	天理	桜井	橿原	高田	斑鳩	高取	榛原	菟田野	山添	月ヶ瀬	合計	
訴え数(名)	24	8	4	13	4	27	2	5	3	1	3	2	3	100	
訴え率(%)	17.7	20.0	22.2	28.9	14.3	32.5	5.4	23.3	25.0	11.1	30.0	40.0	12.9	50.0	20.7

申請に当たって、

大阪の松浦診療所の全面協力を得、詳細にわたっての健康調査をあらためて行い、科学的(医学的)根拠について対策を行った。以降、第二次申請には、橿原市職労から重症者をピックアップし、三名の認定申請を行い、第三次にさらに一名が認定申請に踏み切った。

このように、結果として奈良県本部として独自で取り組んだ健康調査が、タイミングが合い、全国

闘争に合流するテコとなった。

3 職場改善の前進

「指曲がり症」のたたかいをすすめるにあたって、単組にオルグに入ると必ず出てきた意見は、『指曲がり』と県本部は言うけど、私ら腰痛や頸肩腕症の方がつらいネン」というものだった。もちろん、以前から給食調理現場での腰痛や頸肩腕症などの職業病が深刻な課題となっており、県本部の健康調査でもその実態が浮かび上がっていた。

このため、中央本部でもそうだが「指曲がり症の発生する職場は腰痛や頸肩腕症などの職業病も多発している。このたたかいを通じて、職場改善をはかることが重要だ」と県本部としても位置づけ、単組・職場段階での取り組みを重要視してきた。

この結果、菟田野では松浦診療所への通院が遠距離であるという、物理的な要因もあり、「時間内通院」「代替え

職員配置」を勝ち取り、さらに奈良県ではじめて「パラフィン浴装置」も購入させた。

檀原では、申請者を比較的調理食数の少ない単独校に配置転換させた。とくに檀原の申請者の意見を聞くと、この作業軽減にもつながる「配転」は症状の軽快にかなり役立ったようである。

4 引き続き職場改善を

昨年おこなった県本部の「学校給食調理員集会」でこんな職場報告を聞いた。

「私の職場は五名の調理員がいる単独校です。そのうち二人はしょっちゅう『腰が痛い』『肩が痛い』などと言っています。別にそんなことを言っていないのは二人だけですが、うち一人は糖尿でよく休まはるんです」

このように糖尿病で休みがち調理員が「痛い」と言っていないという「皮肉」は、悪くなる前に職場を休めば給食職場での健康破壊はかなり少なくなるのではということを示している。奈良県下の給食調理員の実態は、「休みたなくても休めない」という状況に多くがまだ置かれている。「指曲がり症」のたかいたかかいて、県下にパラフィン浴

装置購入の取り組みが拡大した。今後、人員問題など、職場改善の取り組みを強化しなければならぬと考えている。

さらに、今回の審査結果が「調理食数」「従事年数」などを機械的に判断してのものとなっている傾向が読み取れるものとなったが、こうした現場の罹患者の実態を見ようとする公務災害補償基金制度そのものを変えていく取り組みを、全国の仲間とともに継続しなければと決意を新たにしている。

基金による「公災隠し」

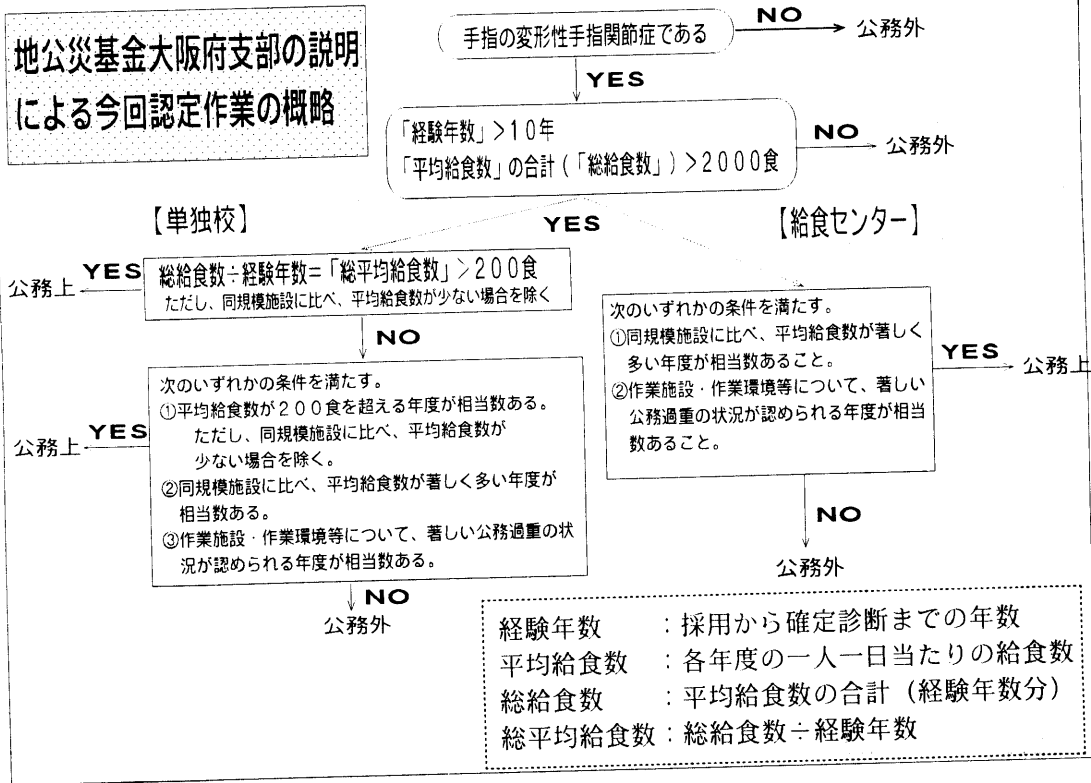
認定の「目安」を撤回せよ

機械的な認定の「目安」

地公災基金は、指曲がり症大量申請に対して、四割の低い認定率で応えてきた。被災者の実態からして極めて不

1

地公災基金大阪府支部の説明
による今回認定作業の概略



経験年数 : 採用から確定診断までの年数
 平均給食数 : 各年度の一人一日当たりの給食数
 総給食数 : 平均給食数の合計 (経験年数分)
 総平均給食数 : 総給食数 ÷ 経験年数

当なこと
 だがい
 たい、
 「公務外
 の根拠」
 とはど
 うもの
 なのだ
 ろうか。
 二月一
 ○日、高
 槻市役所
 で地公災
 基金大阪
 府支部の
 「説明会」
 が行われ
 た。出席
 した基金
 支部事務
 局は高槻
 市職四
 名、豊中

市職三名を公務外とした理由を口頭で説明した。その際、今回、地公災基金が内部的に決めたと思われる「認定基準」(性格上、「目安」と呼ぶ)も説明された。その概略を示したのが図1だ。
 経験年数、平均給食数(一日当たり一人持ち食数(例)児童数五〇〇名調理員二名なら、二五〇食)、総給食数(各年度の平均給食数の合計(例)一日一人持ち二五〇食の学校に一〇年働いたら、二五〇〇食)、総平均給食数(総給食数を経験年数で割ったもの)の四つの数字を指標にしている。

冷たい公務外の「論理」

高槻市の場合、申請者四名はすべて単独校調理員。四名とも経験年数一〇年、総給食数二〇〇〇食は超えている。しかし、総平均給食数が二〇〇食に満たない。そのため、その下の条件①③で検討したが、これにも該当しなかった、というのだ。

豊中市の場合は、申請者三名はすべ

て給食センター調理員。うち二名は経験年数一〇年、総給食数二〇〇〇食を軽く超えている。他の一名も病院勤務歴があるので食数の単純計算では二〇〇〇食を超えないが、病院では三食つくることを考慮するとこれも同様に一〇年、二〇〇〇食はクリアしていると考えられる。しかし、その下の条件①、②のいずれにも該当しなかったため、これも公務外とした、というのだ。

一〇年、二千食の由来と問題点

地公災基金本部は、指曲がり症申請がはじめてだということを理由に、認定作業の前提に使うための調査を中央災害防止協会に委託した。すでに、岡山大学などの学術的調査でも指曲がり症の業務起因性は明かであるのにもかかわらずである。

去年の三月に出された報告書は、さまざまな問題点をもつものだったが、指曲がり症と給食調理業務との関連性を認める内容を含んでいた。「委託調

査」といっても、否定しきれない現実があったと言えるかもしれない。

すなわち「手指の変形性関節症に対して、単独校及びセンターの経験年数及び給食数（注・総給食数のこと）が年齢の影響を越える関連を示していることより、給食調理業務は変形性関節症の発症に関与していることが示唆され、両者の間に因果関係があることが推測された」（報告書九八頁）とし、さらに「どの程度の作業負荷によりいわゆる「指曲がり症」が発症しやすくなるかについての検討では、給食数が二〇〇一食以上でかつ経験年数が一年以上が目安になるものと考えられる」（報告書九八頁）と「目安」について述べている。

このように中災防報告書は、因果関係を肯定はしたものの、一方で大きな問題点をもっている。

報告書について、中桐伸吾自治労顧問医師は、地公災基金が設定するであろう「認定基準」との関連で、「経験年数・給食数による数量的評価を単独校

とセンターを一緒にして論じているのは適切でない」、「センター」「病院」「保育所」に関してふれた部分は採用できない」など、この中災防報告書を前提とすることの問題点を強く指摘していた。（「安全センター情報」九三年一月号）

さらに、報告書は、指曲がり症を「職業病ではなく作業関連疾患だ」として、業務起因性をことさら薄める趣旨の記述をしている。この点について、天明佳臣医師（港町診療所長・川崎市産業医）は、用語としての「作業関連疾患」の不適切な使用を批判しながら、「指曲がり症はたしかに学校給食調理員にのみみられる疾患ではない。しかし、自治労の実施した疫学調査の結果、またいくつかの職場実態調査の結果からみて、業務との因果関係は極めて強く、その業務起因性は疑う余地はない。中災防報告書の考察には、こんな文言もみられる。「一方、給食調理員が給食調理作業に特定期間従事し、特定の給食数を調理すれば必ず発症するものでは

なく、むしろ発症しない方が多い上に、加齢とともに発症が増加する傾向も認められている」—なんとか「職業病」ではないとの結論にもついていたためにしている乱暴な議論としか考えられない」（労働者住民医療九三年二月二五号）と厳しく指摘している。

このように、「二〇〇年、二〇〇〇食」は、多くの問題点をもった中災防報告書に由来し、その数字そのものが「単独校」「センター」を一緒に論じたものだという基本的問題をもっているのだ。

根拠のない「過重性」判断基準

地公災基金は、以上の問題点を無視して「二〇〇年、二〇〇〇食」をベースに、過重性の条件で味付けをして認定の「目安」をつくったのである。

しかも「味付け」の部分は、「科学的根拠は何もない」ことは明かで、「激辛」もいところだ。理屈があるとすれば、「職業病ではなく、作業関連疾患」とい

うことだろうが、この点については既に述べたとおりで、言葉の遊びとしか言いようがない。仮に「二〇〇年、二〇〇〇食」という条件だけなら、公務上認定者は間違いなく格段に増加する。

単独校にしても、給食センターにしても、このいわば「恣意的判断条件」の部分で多くの申請者が泣かされていることは、高槻市、豊中市の例でも明らかだ。

単独校の場合、「総平均給食数二〇〇食以上」という。二〇〇〇食を二〇〇年で割ったら二〇〇食だからというのだろうが、あまりにいい加減だ。なぜ、二〇〇でなければならぬのか、まるで根拠がない。

「同規模施設に比べて」というが、規模だけで労働条件が決まるわけがない。「相当数」とか「著しく」とか一体どの程度なのだろうか。

「相当数」については、地公災基金府支部は「四年」と説明していたが、今のままでは、まさに認定当局の胸先三寸ということに他ならない。ちなみに、

「同規模施設」との比較は、文部省の外郭団体発行の「学校給食要覧」の数字を元にしたことだが、実はこの本は、年度によっては欠号になっており、その当該年度の統計数字は不明なのだ。

給食センターの場合もまったく同様だ。

「目安」を撤回させよう

「平均二〇〇食以上」「同規模施設と比べ」など「ハードル」は、絶対に許し難い。「目安」に盛られた、これら「過重性」の条件は、なんとしても撤回ないし引き下げさせていかないと、現に指曲がり症に苦しんでいる被災者が救済できないばかりか、比較的採用年次が新しい、給食数が減少してきた時代の被災者のほとんどが切り捨てられるおそれがある。

また、単独校以外の「センター」「保育所」「病院」「会館などについては、中災防報告書はまったくカバーしてい

ないにもかかわらず、ほとんどの申請者が公務外とされていることは大問題だ。

今後の認定闘争は、職場改善、企業内補償と運動しながら、個々の申請・不服審査を包み込む、現状を打破する

「認定枠拡大」の取り組みが非常に重要だ。

民間労働者の指曲がり症

自動車部品工に不当な業務外決定、審査請求へ

重大な事実誤認明らか

広島

かねてから注目されていた広島自動車部品工の指曲がり症に不当にも業務外決定が出され、直ちに審査請求が行われた。全国的な公務災害の決定と歩調を合わせての労働省の今回の決定は、指曲がり症への無理解、当局による「労災隠し」以外の何物でもない。

広島安全衛生センターは、直ちに詳細な意見書を添えて審査請求をしている。

五四才の女性Oさんは、一九七四年から自動車部品下請工場に勤務し、エンジンパーツ(タイミングギアケース)

の加工とオートドライバによるビスの取付作業を主に従事していた。この作業による手指の一日の負担は五・七と推計されている。

八六年より左手第三、四指の第二関節が腫れ、疼痛症状が出現したが、このときすでに左右の第二、五指の第二関節は変形していた。現在は左手第四指の屈曲・伸展制限が著しく日常生活に支障をきたしている。

八九年に、広島安全センターの協力で広島中央労基署に労災申請、これまで腰痛による労災(療養・休業)は認

められていたものの、今回指曲がり症に関して不当にも「業務外」となった。

給食調理員の負担が二、四とされておき、これを超える負担があったわけで、労基署の「総合的にみると負担は少ない」との判断は、明らかに事実誤認。

自治体の給食調理員の指曲がり症は公務災害として認められたが、民間では殆ど例がない。今後の自治労の認定闘争ともからんで、労働行政に指曲がり症を認めやすさのための、極めて重要な取り組みだ。



一日かけてじっくじくと

四ノ三 労災相談トレーニング講座開催される

安全センター主催の労災相談トレーニング講座が四月三日に行われた。未

組織労働者の労働相談に携わる機会の多い地域ユニオンのメンバーを主な対象として、労災相談の実務能力をより高めようという企画で九一年に続いて二回目の開催。

この講座の特徴は、その目的もさることながら、講師が話す側で、参加者が聞き役というのではなく、労働者の参加型・自主対応型の方式を取り入れていることだ。参加者を三〜四人の班に編成しての小グループでの討論を重視し、討論結果もできるだけ多くの参加者が発表するなど、労働者の参加を促すことを基本的な考え方としている。

午前九時半から午後四時頃までみっちり行われたメニューは別表の通り。まず、寸劇を見てもらって相談事例の紹介とした。

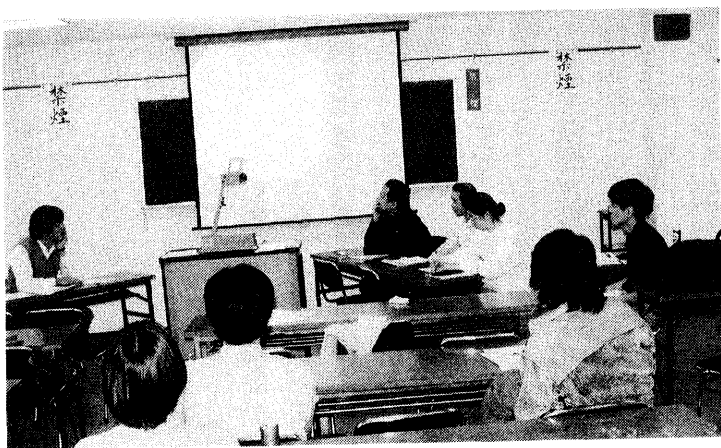
劇の内容は、金属プレス工場で指の一部を失う事故にあったが、労災補償も受けていないという労働者が相談にやってくる、相談担当者いろいろな事情を話すというもの。

これを見た参加者が、グループごとで討論し、その結果を各班一名がOHPにまとめて発表してもらった。その後、他の班の発表を聞いた上での全体討論や、労災保険についての講義、使用者責任・損害賠償の考え方の講義等をはさみ、初の試みである、午後の模擬団体交渉へと進んだ。

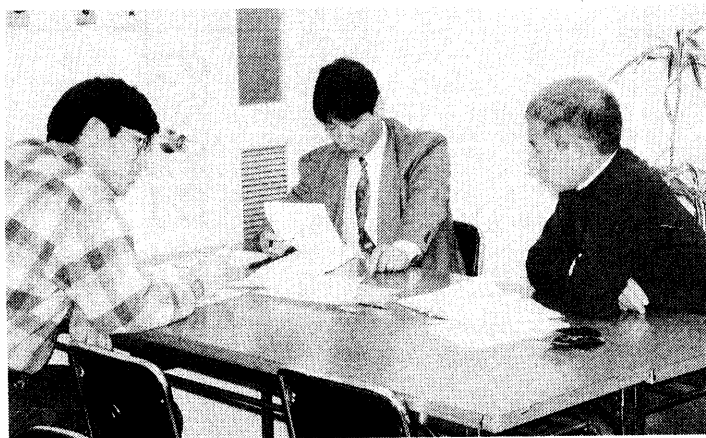
労組メンバーも苦戦？

初の模擬団交

午後の模擬団交には、事前のグループ討論で作成した会社への要求書をもとに、一つの班に代表として臨んでもらった。



OHPに映した要求書を見ながら模擬団交



少人数でグループ討論

使用者には、この日だけはと安全センター事務局長西野が扮した。いつもならば様々な手段で会社を追い詰めるはずの代表班のメンバーたちも、交渉での解決をこの講座での目標にと制限をつけたためと、使用者の悪徳企業顔負けの狡猾な対応のために、残念ながら勝利解決を見ることなく、時間切れ

となった。

今回の参加者は組合活動のベテラン層が多く、グループ討論や報告の内容も、それぞれの経験に基づいた内容的に充実したものとなった。

例えば、講義内容が被災労働者の補償という面に重点が置かれていたに

も関わらず、それにとどまらずに、労働事故予防のための安全衛生態勢の整備や、職場内での仲間作りなども、相談を聞いての対応策として提案するなど、日頃の活動の経験をうかがわせる内容も多く見受けられた。

今後は、経験の比較の少ない組合員やより多くの労組からの参加を呼びかけたり、今回の参加者の意見も取り入れながら、それぞれの活動に寄与するよう、より一層の内容の充実、工夫を

スケジュール

【午前】

- ・日程説明と班分け
- ・相談事例の紹介
- ・グループ討論（対応策について）
- ・討論結果の報告
- ・講義「労災保険のしくみ」
- ・全体討論

【午後】

- ・講義「労災保険と使用者の責任」
- ・模擬団体交渉の説明
- ・グループ討論（要求書の作成等）
- ・討論結果の報告
- ・模擬団体交渉
- ・団体交渉の評価と全体討論
- ・まとめ

図り、こうした形での企画をまた開催していきたいと考えている。

自主対応型の安全衛生活動の実践例

金属機械兵庫地本の場合

中地 重晴（環境監視研究所）

安全センターの九三年度方針にも重点目標として、「自主対応型」参加型の安全衛生講座」の実践が強調されている。今までも多くの職場で安全パトロールや労働安全学校の取り組みが行なわれてきたが、どこが違うのか筆者が講師として関わっている金属機械兵庫地本の例をあげてその内容を紹介してみたい。

今までの安全衛生活動は

「法規遵守型」

今までの安全パトロールや安全衛生活動は、一口で評すれば「法規遵守型」が多かったといえる。たとえば、読者の皆さんが自分たちの職場の安全パトロールを行なうとすれば、まず目にとめるのが、安衛法を初めとした規則が

守られているかどうかであろう。有害物を取り扱う職場では、有機則や特化則に則った健康診断は行なわれているか、危険物の保管方法は守られているかどうか、安全保護具は身につけているかどうか、玉掛けのワイヤーは点検期日が守られているかどうかなどに目がいくだろう。点検手順や確認表ができていればそのとおり、守られているかどうかだけを、チェックリストにチェックしていくのが安全パトロールの方法ではないだろうか。一口でいえば、基準どおり、決められたことをクリアすればそれでよしと今まではされてきた。

整理整頓だけが安全活動ではない

それら以外の活動として、工具の整

理整頓とか、通路の清掃、美化というところで、「きれいだ」「整っている」という基準が維持されているかどうかというところに目が移る。これも点検者や個々の労働者の主観には多少の差はあるが、一定の基準を達成していればよいという「法規遵守」の枠を越えていない。

大手の企業ではそれに、中央災害防止協会がすすめている「ピヤリ、ハット」や「KYトレーニング」などを加えて、休業災害をなくし、災害事例を減らすことが安全衛生活動であるときれてきた。

労働者の主体性を活かすには

これらの安全衛生活動では、会社の幹部や安全担当者だけで十分こなせるものであり、実際職場で働いている労働者の主体性とは無縁である。労働者が健康で働くために、快適な職場作りをすすめるためにもっと積極的な関わりが必要であるという経験から提唱さ

れてきたのが、自主対応型の安全衛生活動である。

労働者が本来に職場の主役として、自分たちで働きがいのある職場作りを行なうための手段として、労働災害や職業病が発生した時にどのように職場を改善し、問題を解決することができ、問題を解決するための訓練をすることが、この自主対応型の安全衛生活動である。

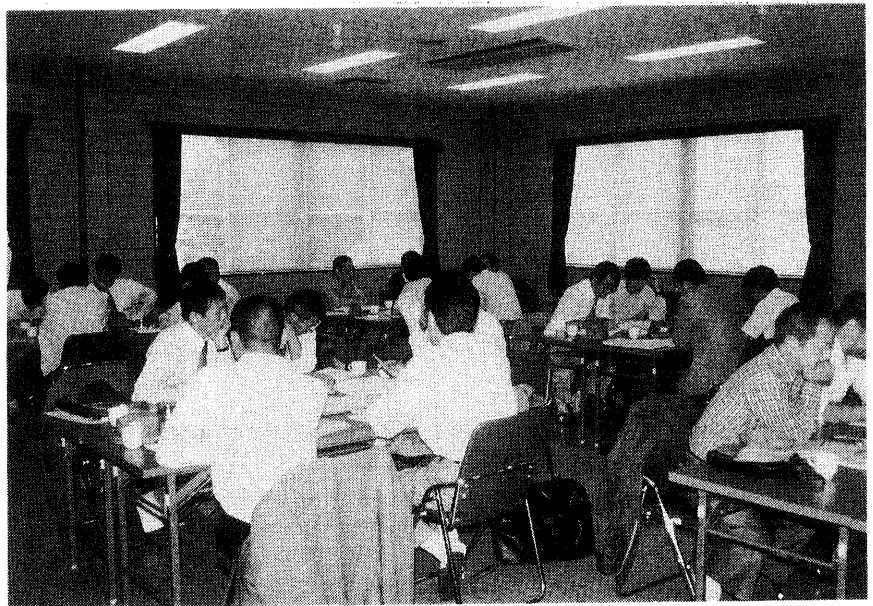
具体的な内容は、少人数でのグループ討論を繰り返す、労働者自らが職場の中の問題点を見つけだし、改善策を考え、だす能力を身につけるよう訓練する方法である。

「自主対応型Ⅱ参加型」の安全衛生活動とは

九〇年一月にILOの「安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル」の翻訳が労働科学研究所から出版された（安全センターでも取り扱っている）。これをテキストにして各地で自主

対応型の労働者教育が取組まれてきた。ILOのテキストでは、労働組合の幹部、安全衛生担当者を対象に四泊五日のスケジュールで講座を運営するようにになっている。内容としては六章からなるテキストの学習、それをもとにしたグループ討論、チェックリストを用いた職場見学とグループ討論、発表と盛りだくさんでテキストどおりの安全衛生講座の開催は実際難しい。今まで国内で最も多く開催している自治労では三泊四日で、全国安全センターでは二泊三日という日程に圧縮して行なわれてきている。

金属機械兵庫地本の場合



実際のところ中小の組合から労働学校の参加者が二日も三日も職場を抜けて参加することができないという現状

の中で、兵庫地本では一回一日の労働安全学校を定期的に開催し、ILOのテキストの内容を学習していこうとしている。年間、三、四回開催されるので参加者が固定できれば二年がかりでテキストの内容をマスターできることになる。

一日のスケジュールは午前中に受け入れ支部の活動報告、工場の概要説明と一般的な工場見学、テキストの講義。午後はグループ別のチェックリストを用いた工場見学とグループ討論、会社、当該支部担当者との意見交流という日程である。

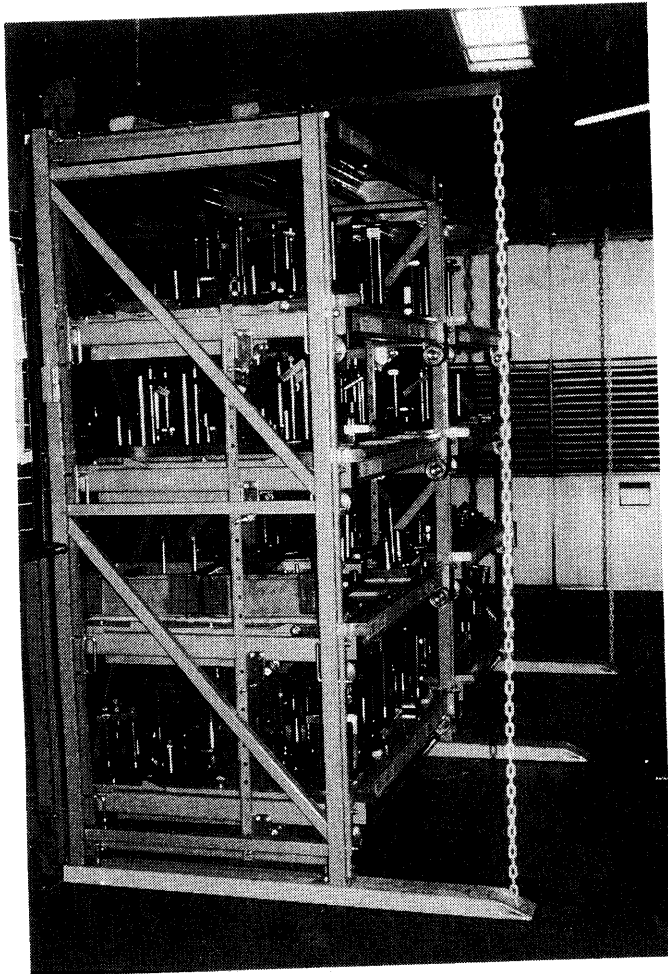
特徴としては、講義ではILOのテキストを毎回一章づつ説明し、内容を理解する。説明にはスライドやOHPシートを用いて理解を助けるように工夫している。また、ILOのテキストで使用されている職場巡視用のチェックリストは、点検場所を見て単に○、×をつけるのではなく、参考にした良い点を指摘する、改善点については改善の緊急性や、優先順位なども書き

込めるように工夫されている。

グループ討論の重要性

今までの取り組みと何が違うかといえは、自主対応型、参加型という言葉のとおり、少人数によるグループ討論に時間を割くところである。少人数のため、最初は口数が少ないが慣れてく

るにつれ、参加者全員が意見を出し合い、参考になる良い点や、改善点とそ
の改善策についてまとめられるようになってくる。このグループ討論を繰り返す中で、テキストで得た知識を用いて、問題点を解決する能力を身につけることができるようになるのである。たとえば、写真のような治具整理棚をみて、グループ討論で出された意見の



例を図に示す。

参加者は最初意見を出すのを敬遠するが、一度やってみるとグループ討論が面白いという感想がかえってくる。これを何度も繰り返すことによって、目的である労働者自らによる自主対応型の安全衛生活動が身につくわけである。

また、グループ討論の課題は実際に職場巡視ができなくても、ビデオやスライドによって作業の状態を提示して、課題を出すこともできるので、工夫をすればどこでもやれる。

おわりに

以上が、筆者が参加している自主対応型の労働者教育の例であるが、参加者の評判はたいへん良好で、安全委員会の席上で、「安全管理者なら一度参加すべきだ」と組合に言われ、部課長クラスの職制が参加する企業までであるという状況である。

職種や職場を選ばず、どんな単位で

約20K
腰痛の心配あり!

※棚に治具を手で持ち上げていた!

レール
ハンドリフト

①運搬具を使用するか
②重さによって分け、色分けしては
20Kの治具は下、15Kの治具は中、10Kは上と

もこの手法は取り入れられるので、皆さんの労働組合でも、ぜひ一度実施することをすすめます。やれば成果は保証しますので、実施方法などについて

質問あれば、安全センターや筆者にお問い合わせ下さい。

前線から

尼崎

毎日会社のミキサー車を運転する労働者が「請負人」？

急性腰痛で労災請求

全港湾大阪支部速水分会

全港湾大阪支部は、生コンミキサー車の運転業務に従事する労働者で組織する速水分会の分会員に発生した急性腰痛症について労災申請を行った。

中に急性腰痛症を発症して休業し、今年二月になって出社したところ請負契約切れとの通告を受けた。

しかし、実態はミキサー車は会社の所有であり、会社の命令に従い運転する業務内容、賃金形態は全く労基法上の労働者に該当するものであり、会社の一連の行為は、不当労働行為と労基法違反の積み重ねとなるものであった。

同支部の申告により会社を所轄する尼崎労基署は、残業割増賃金未払いについ

て、調査の上労働者性を確認し、労基法違反として是正勧告を行っている。

さらに今回の労災補償給付の支給決定が出ると、労災休業解雇も積み重なることにな

り、会社の不当性はさらに鮮明なものとなる。悪質経営者に対する同分会の奮闘が期待される。

鳥取

鳥取県労働安全衛生センターが発足

連合鳥取など県主要労組が加盟

自治労鳥取県本部などが

中心となって準備活動が続けられてきた鳥取県労働安全衛生センターが、正式に発足した。この四月五日に

その他、連合鳥取と連合加盟の十三の労働組合が参加している。三月には準備会を開催して設立を準備してきた。組織的に労働安全衛生などに取り組むのは同県内では初めて。

労災や職業病の被災者を支援

93.4/6 読売

設立総会では、代表に就任した自治労県本部の山本正規委員長が「県内では労働組合が未組織となつてい

る事業所が多く、労災補償制度の権利が確保されてい

自治労は千四聖堂と連合鳥取は五日、「県労働安全衛生センター」代表、山本正規、自治労県本部長)を作り、鳥取市内で設立総会を開いた。電話相談の「過労死二〇番」を設置するなど、労災や職業病の被災者とその家族を支援し、労働安全衛生対策に取り組む。

労組のない職場で労災が発生した場合、事業主が制度を知らず労働者が泣き寝入りするケースが多い。労災申請も被災者に立証義務があるため資料をそろえるのが大変で、個人では難しいのが現状。

センターは「おつなぐ」に手を差し伸べ、医師や弁護士との協力を得て労働安全意識の向上を目指すのが狙い。既に十八回で十二センターが設置されている。県では自治労や連合鳥取を中心に、昨年春から設置が設立した。災害のない職



総会であいさつする山本代表

安全センター設立

過労死110番や実態調査

連合鳥取など

への情報収集を始め、三月、場づくりを目指し「未」に準備会が決定した。設立総会では、格闘部、針を決めた。今年度は過労死二〇番のほか、安全衛生学校の開設や労災、職業病の実態把握、労災認定の支援などを

過労死二〇番は十五日十七日の午前十時から午後六時まで、電話0859・22・6100の同センター本部(鳥取市南四)で受け付ける。職員八人が過労死の補償問題、過労死予防や働きすぎその他の労災、健康被害の補償などの相談に応じる。時間外でも緊急電話で対応。県内では米子市内の社団法人事務所二か所で過労死二〇番を実施している。自治労は「おつなぐ」昭和十二

連合鳥取など、昭和十二年度に設立した。災害のない職

るかどうかも懸念される。センターは個人加入も歓迎しており、労働安全衛生の向上に寄与したい」と挨拶し、事業方針を了承した。

五日より三日間の「過労死二〇番」を実施し、早速労災相談活動を始めていく。また、すでに協力医六人の了解も取りつけているなど、態勢も整いつつあり、今後の活動が期待される。

東南

地労委勝利命令かちとる

仲川君解雇撤回闘争

ユニオンとうなん

合成皮革の原反の搬出、裁断などの仕事に従事し、変形脊椎症に被災し、解雇された組合員仲川君の解雇撤回闘争を闘ってきたユニオンとうなんは、三月八日、ついに地労委の勝利命令を勝ち取った。

ユニオンとうなんは、命令内容は団交拒否であり、命令も「団交に応ぜよ」という内容のものではあったが、団交拒否にいたる事実経過の認識は完全に仲川君、ユニオン側の主張が容れられている。

さらに判断として、会社(シムニ)側が解雇の根拠を

なんら示さずに一方的に解雇の正当性並びに業務起因性否定の主張を繰り返している態度、さらに「司法判断のみが唯一の解決の道」

総評東南地域センター

の勝利命令をテロに会社に

という会社の主張も、不誠実であると断じている。二オン側の全面的勝利である。

は、四月七日生野で五〇〇名の地域労働者を結集して春闘集会を行い、会社へ抗議デモを行った。今後、こ

対し抗議・解雇撤回の要求を突きつけていかなければならない。

川奈 不当判決認めず 闘います。

桜の便りが届く季節となりました。皆様には益々御活躍のことと存じます。

横浜地裁において七年六ヶ月にわたって繰り広げられた七沢リハ労災保険給付鍼灸治療費打ち切り反対訴訟は、一九九三年三月二五日に判決を迎え敗訴となりました。

主文が呼び上げられた瞬間の冷水を浴びたような思いが、今も胸をよぎります。傍聴席をうめつくし、かつ廊下で待機して下さった方々、加えて全国各地で応援して下さった方々の支えがなかったら、今こうして冷静にペンを取り御報

神奈川針灸訴訟が残念ながら、大阪訴訟と同じく敗訴しました。原告から決意表明が届けられたので紹介します。控訴審を共に勝訴めざして頑張りたい。

告することすらできなかったと思えます。長期にわたる皆様の御支援にあらためて心より御礼申し上げます。

判決文の内容は原告である私達個々にとつての鍼灸治療の効果や治療期間の妥当性についてなどの判断は全くなく、ただただ被告側の主張のみを取り上げて「国の裁量の範囲」であるとしています。

私達は生身の人間である被災労働者が回復をめざす過程が必要とする治療を一律に、一方的に国の裁量でその治療内容と期間を決めることが正当であるとはどうしても思えないのです。

弁護団の方々は私達のそんな素朴な思

いを多方面から理論武装し、立証して下さいました。加えて主治医の斉藤先生、鍼灸専門医の丹沢先生、労災職業病専門医の青山先生など、言わば日本を代表する各専門分野のエキスパートであられる方々の証言をいただき、一五五・五四九名の方々の署名と二・四七九団体の署名を力に主張し続けてきました。

私達の主張は正しいはずですが。

今後、原告として広く地道に世論を喚起し、横浜地裁でのこの怒りごとくやしさを素直に次の高裁へつなげていきたいと思えます。

今後共、息長く厳しく私達を見守り、御支援下さいますようお願い致します。

一九九三年三月

原告 松橋真喜子、近石りえ子

二月の新聞記事から

三・一 日本へ出稼ぎのフィリピン人女性芸能人へのビザ発給に際し、在比日本大使館が面接制を開始。

三・二 労相の諮問機関婦人少年問題審議会が、パート労働法要綱に、公益・労働・使用側委員の三論併記で答申。

建設省「建設産業を支える女性の懇談会」が報告書。労基法の女子保護規定見直しなどを求める。

三・四 労働省は、外国人労働者対象の職業紹介制度整備のための職安法施行規則改正案要綱を諮問、答申を得た。

国立大学の化学研究室のうち七三％が換気不十分。(日本学術会議の実態調査)

三・五 大阪狭山市で金属加工工業作業場が全焼。従業員など二人が死傷。

一昨年末の泉佐野市不二製油爆発で、大阪府警は当時の工場長ら四人を業務上過失致死容疑で書類送検。

三・六 北区の雑居ビルでガス爆発。ビル管理会社社員など六人が重軽傷。

三・一〇 パート労働法案を閣議決定。今国会提出へ。

マダガスカル沖で日本漁船が転覆。乗組員七人のうち五人の遺体を収容。

三・一二 フィリピンでマグロ漁船が転覆。二人が行方

不明。

現行週四四時間制の猶予措置を来年3月まで延長する諮問案についての中央労基審が懇談会に切り替えられる。労働側は欠席。

三・一八 中央労基審が開かれ、労働側欠席のまま時短猶予一年延長を答申。

三・二〇 化学材料を積んでいた日本の会社が所有のタンカーがオランダ沖で爆発、炎上。五人が負傷、うち二人は重傷。

三・二三 ILOが年次報告。職場のストレスが病気の労災の原因となっており、企業経営にも悪影響を及ぼし、ストレス対策はまだ不十分とも指摘。

三・二五 旧常磐炭鉱でじん肺になった患者、遺族三十人が九億三千万円の損害賠償を求めた北茨城じん肺第一陣訴訟が水戸地裁で和解が成立。和解額は三億五千万円。

三・二六 一九六三年の三井三池三川鉱の炭塵爆発事故のCO訴訟で、福岡地裁は三井鉱山の坑道管理に過失ありとして、一億円の賠償命令。

三・二七 徳島沖紀伊水道で沈没したとみられる貨物船の船影を確認、一七人の遺体を収容。

大阪市相手に「分煙」と慰謝料を求め、大阪地裁に提訴している市職員が、労働安全衛生法違反として、大阪西労基審に改善勧告などを求めて申告。

三・三〇 高知県のミカン畑でビルハウス型の屋根を修理中、突風に五〇m飛ばされ、一人死亡、一人重傷。

大林組の下請けでトンネル工事に従事、じん肺患者が五百五十万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は同社に四千万円の支払いを命じた。

JR水戸駅構内の下り線で作業をしていた作業員四人が覆台特急にはねられ、三人が死亡、一人重傷。

三・三一 北大阪労基審が、労災隠しの社長ら一五人を書類送検。

ユニチカ宇治工場で二硫化炭素中毒で労災申請。八五年以来一〇人目。

政府は四月からの外国人労働者技能実習制度に関し、基本的枠組みを決めた。受け入れ人数は制限しないが、確実に帰国させる措置を盛り込む。

大阪商工会議所が、エイズ問題検討会の設置等を内容とする九三年度事業計画を承認。

実践・労災保険

(第三回)

適用される事業とは (一一)

一 労災保険の適用の範囲 (続)

どこの労災保険が適用されるか

有期事業

工場とか店の場合には、それが動いたりするわけではなく、使用者もはっきりしているわけだから、労災保険もだれが支払うべきかということについて迷うことはない。これを労災保険では「継続事業」といつている。

ところが建設業の場合には、そうはいかない。例えば一つのビルの建築工事のような場合は、建築の発注を受けた建設会社が、その工事の部分ごとにまた別のそれぞれの専門工事業者に請

け負わせることになる。またその一次請負の業者は二次請負の業者に請け負わせることもある。そのように、一つの工事で請負契約がたくさんあるのが普通だ。それをそれぞれに労災保険を適用するとすると、労災保険料の負担は末端の下請業者が負担することになり、工事の主体であるべき元請け業者の負担がなくなるという奇妙なことになる。当然に災害防止対策の第一の責任が元請けにあることを考えると矛盾することになる。

そこでこうした場合には、一つのビル建築工事を独立した事業とみなして、まとめて取り扱うものとしている。つまり、一つの工作物等を完成するまでに場所的かつ時期的に相関連して行われる作業の一体をなすものについて

は、請負契約の数にかかわらず、同一事業主によるものである限りまとめて一つの事業として取り扱うことになっている。その工事と同一時期に施工される附帯工事や追加工事、さらに時期的に後であっても先行する工事に当然付随するような工事であれば元の工事に含めて適用されることになる。

要するに建設業の場合には各現場が一つの適用事業になるということ、これを労災保険で「有期事業」といつている。

建設現場で日雇労働者が労災にあって、日当を払ってくれる親方が労災扱いにすることをしるというようなとき、どこに要求するかといえば、当然その工事の労災保険の適用対象となっている元請け会社ということにな

る。労災保険の各給付の請求用紙に印鑑をつかなければならないのは元請け会社なのだから。

建設機械等の賃貸業

一つの建設工事には様々な労働者が関わる。例えばブルドーザーやロードローラー、クレーンなどの建設重機については、その賃貸を専門に行っている業者が存在する。そして賃貸する場合は、機械とともにその運転要員も付いているのがほとんどだ。この運転要員の労災保険は、どこの事業の適用となるのだろうか。

請負契約とは、ある仕事を完成することについて法律上の義務を負担する関係である。この場合は、単に建設重機を時間貸しし、その期間に貸付先から作業指示を受け、運転を行うのである。一つの仕事を完成させるというものではない。したがって、運転要員は建設重機賃貸を行う会社から出張作業を行ったものということになり、そ

の会社の労災保険の適用ということになる。

もちろんこの会社が、機械を使って一つの部分工事を請け負うようなこともしていけば、その工事に限っては元請け会社の労災保険ということになる。

工事関係トラックの運転手は

貨物取扱事業としてそれを業としている会社のトラックが工事現場の土砂を運ぶ場合は、当然その会社の労災保険の適用となる。同じように生コンミキサー車などもそうである。また、自

分のトラックを持ち、請負で土砂を運んでいるような場合も、原則としてはその建設現場の労災保険の適用はなく、一人親方として自ら特別加入をしていなければ適用はないことになる。

しかし、建設工事そのものを行っている業者、または下請け業者が、その廃土の運搬をしているような場合には、建設工事の労災保険関係に含まれ

るものとなる。

このように、建設関係の労災保険関係は、入り組みもあって複雑な部分が少ないが、賃金を受けて働いている労働者である限り、適用する労災保険がないなどということはありえず、必ず労災補償は受けられる。

公務員の災害補償と労災保険

労災保険法は、その第一項で「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。」としているが、第二項でその除外規定をおいている。

2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、労働基準法第八条第一号から十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

労災保険適用のある地方公務員

まず、国家公務員については労災保険法の適用はなく、国会議員などの特別職を除く一般職の国家公務員にすべてについて、国家公務員災害補償法で労災保険法と同様の水準の補償が受けられることになっている。例えば、郵便局でアルバイトの高校生が作業中に被災したという場合でも、国家公務員災害補償法が適用される。

しかし、地方公務員の場合には少し事情が違う。まず、労災保険法第三条をもう一度見てみると、「労働基準法第八条第一号から十五号まで及び第十七号に該当しない官公署」については労災保険法を適用しないと書いてある。そこで、問題の十六号は何かということと「前各号に該当しない官公署」ということとなる。つまり、都道府県庁、市町村役場の本庁、警察、消防、家畜保健衛生所については労災保険法を適用しないのである（昭二七・九・一五基収第四四〇八号、昭三三・二・一三基発第九〇号）。参考までに地方自治体の行っている主な事業が労働基準法の号別

区分でどれに該当するかを示せば、学校給食は物の製造であるから一号、土木出張所は土木関係なので三号、学校は教育の事業なので一二号、保健所、児童福祉施設、病院は保健衛生で二三号、清掃工場は清掃の事業なので一五号ということになり、事務部門だけの本庁等以外はそれぞれに当てはまる。そして、これらの職場に働く地方公務員は、労災保険法三条の規定では労災保険の適用があることになる。

一方で、地方公務員の災害補償については、地方公務員災害補償法が昭和四二年に定められている。この法律では、第二条第一項で適用対象である「職員」について、「常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）をいう。」と規定している。そして、第六七条第二項で「労働者災害補償保険法の規定は、職員に関しては適用しない。」としている。

結局、ややこしい規定があるけど、地方公務員は皆公務災害補償で、労災保険は関係ないのかと結論が出てしまいがちだ。しかし、「職員」の規定で、「常時勤務に服することを要しない」地方公務員のこと、つまりいわゆる非常勤公務員のことを指す。基準を見てみると、「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以降勤務した日が二〇日以上ある月が引き続いて一二月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの」（昭四二一自治省告示一五〇）ということになっている。

つまり、常勤職員より少ない勤務時間で勤務する、あるいは勤務時間は一緒でも一年にならない非常勤職員が地方自治体にいれば、地方公務員災害補償法の対象とはならない。ということでは、様々な職種で地方自治体が雇用している非常勤職員は、本庁関係等を除いて労災保険が適用されることにな

る。

労災保険料を払わない自治体

ところが現実には、地方自治体で所轄の労働基準監督署に、労働保険関係成立の届出をして、保険料を収めている例は少ない。つまり地方自治体は法違反をおかしているのである。では、実際に非常勤職員が労災事故にあったときその補償をどうしているかという

と、地方公務員災害補償法第六九条第一項に基づく条例による補償を強引に適用している場合が多いのである。

地公災法第六九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

これに基づき各都道府県、市町村は条例を定めているが、対象となるのは

議会の議員、委員会の非常勤の委員等、そして労災保険法などの適用がないその他の非常勤の職員ということになっ

ている。議会の議員等については、労働者に該当しないが、労働者に該当する非常勤職員でこの条例の対象になるのは、本庁、警察、消防などの非常勤職員に限られることになる。事実どの市の条例にも条文の中で「労災保険法が適用されるものを除く」としている。実は法違反であって、強引であって

も適用され、現実に被災者が補償を受けていけばよいが、非常勤職員の場合直属の上司がそこまで補償制度を理解していないケースも多く、また労働組合が職員の権利をカバーしきれていないことも多い。当然の権利が保護されているか不安なところである。泣き寝入りまでいかなくとも少なくとも補償を受けるまでには、常勤職員等に比べ時間がかかることであろう。

さらに、条例の内容も必ずしも労災保険法との均衡が考慮されているとも言えず、例えば補償の基礎となる賃金

の日額を四五〇〇円とみなすあきれた条例も現実に存在している。(つづく)

本の紹介

いのちの差別 五島正則 古谷杉郎 著
 外国人労働者の労災・医療
 発行：日本社会党機関紙局 社会新書 定価750円

外国人労働者の労災白書 1992年版
 ー深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性ー
 全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行：海風書房 発売：現代書館
 定価1030円

※お申込は、関西労働者安全センターまでどうぞ。(送料別)

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
☎550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階 ☎(06) 538-0148

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式
会社

国際印刷出版研究所

KOKUSAI

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672